

企 画 競 争 説 明 書

令和7年度四国環境パートナーシップオフィス
管理運営等業務

中国四国地方環境事務所

令和7年度四国環境パートナーシップオフィス管理運営等業務の企画書 募集要領

1 総則

令和7年度四国環境パートナーシップオフィス管理運営等業務の企画競争の実施については、この要領に定める。

2 業務内容

本業務の内容は、別添4「令和7年度四国環境パートナーシップオフィス管理運営等業務の概要及び企画書作成事項」のとおりとする。

3 予算額

業務の予算総額は、3,986万円（消費税及び地方消費税の額を含む。）以内とする。

ただし、令和7年度予算が確定していないことから変更することもあり得る。

（本業務は、一定の要件を満たした場合に限り3年間を限度に契約の更新を予定している。令和8年度以降の予算額は、本年度と同額程度とする。ただし、本業務は、あくまで単年度契約であり、現時点において令和8年度以降の予算額の確保や同一事業者への契約を保障するものではない。）

4 参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 中国四国地方環境事務所から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。

(4) 令和04・05・06年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「調査・研究」において、企画書等の提出期限までに、「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。

ただし、令和07・08・09年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「調査・研究」の資格を引き続き取得すること。

(5) 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

5 企画競争に係る説明会の開催

説明会は、開催しない。質問がある場合は6により受け付ける。

6 企画書募集に関する質問の受付及び回答

この企画競争募集要領、添付資料等に関する質問がある場合は、次に従い、別記様式1による書面を提出すること。

(1) 受付先

〒700-0907 岡山県岡山市北区下石井 1-4-1 岡山第二合同庁舎 11 階

中国四国地方環境事務所総務課会計係

T E L : 086-223-1577

(2) 受付方法

持参、郵送又は電子メール(CHUSHIKOKU-CHOTATSU@env. go. jp) にて受け付ける。
なお、電子メールで提出した場合には、環境省に提出した旨を連絡すること。

(3) 受付期間

令和7年2月21日(金)までの9時~17時(持参の場合は土日、祝日、及び平日の12時~13時を除く)

(4) 回答

令和7年2月25日(火)17時まで、中国四国地方環境事務所ホームページの「調達情報」>「企画競争公示」>「本件」の「企画競争公示」の下段に掲載する。

7 企画書等の提出書類、提出期限等

(1) 提出書類

①表紙(別添1)

②企画書(別添4「第2 企画書作成事項(表紙及び別紙様式A~G)」)

③経費内訳書

「令和7年度四国環境パートナーシップオフィス管理運営等業務」を実施するために必要な経費のすべての額(消費税及び地方消費税額を含む。)を記載した内訳書

なお、内訳書には、別添4「令和7年度四国環境パートナーシップオフィス管理運営等業務の概要および企画書作成事項」の内容を踏まえ、事業別の経費が分かるように記載すること。

④提出者の概要(会社概要等)が分かる資料

⑤環境省競争参加資格(全省庁統一)の審査結果通知書の写し

(2) 提出期限等

①提出期限

令和7年3月5日(水)17時

②企画書等の提出場所及び作成に関する問合せ先

6(1)に同じ

(3) 書面による提出の場合

①提出方法

持参又は郵送(提出期限必着)による。

郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

②提出部数

ア (1) ①及び⑤ 各1部

イ (1) ②、③及び④ 各5部(内訳:正1部、副4部)

③提出場所

6(1)に同じ。

(4) 電子による提出の場合

①提出方法

電子ファイル(PDF形式)により、電子メール*¹で送信、DVD-ROM等に保存して持参又は郵送*²で提出すること。電子メールで提出した場合には、環境省からの受信連絡メールを必ず確認すること。

*1 電子メール1通のデータ上限は7MB(必要に応じ分割すること)

* 2 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

②提出場所

電子メールの場合：CHUSHIKOKU-CHOTATSU@env.go.jp

DVD-ROM等の持参または郵送の場合：6（1）に同じ

（5）提出に当たっての注意事項

ア 企画書等の提出にあわせて、令和04・05・06年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の審査結果通知書の写しを提出すること。

イ 持参する場合の受付時間は、平日の9時から17時まで（12時～13時は除く）とする。

ウ 郵送する場合は、封書の表に「令和7年度四国環境パートナーシップオフィス管理運営等業務の企画書等在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった企画書等は、無効とする。

エ 提出された企画書等は、その事由の如何に関わらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

オ 1者当たり1件の企画を限度とし、1件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。

カ 参加資格を満たさない者が提出した企画書等は、無効とする。

キ 虚偽の記載をした企画書等は、無効とするとともに、提出者に対して指名停止を講ずる場合がある。

ク 企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ケ 提出された企画書等は、環境省において、企画書等の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。企画競争の結果、契約相手になった者が提出した企画書等の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報（個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等）を除いて開示される場合がある。

コ 企画書等において提出者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の提案を行っている場合は、契約の締結に当たりその履行を担保するため、協力の内容、態様等に応じ、提出者と協力者の間の共同事業実施協定書等の提出を求めることがある。

8 暴力団排除に関する誓約

当該業務に係る企画書等については、別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上、提出すること。また、提出書類に誓約事項に誓約する旨を明記すること。

9 人権尊重の取組について

本調達に係る参加希望者及び契約候補者は、『責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン』（令和4年9月13日 ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

10 企画提案会の開催

- (1) 企画提案会を必要に応じて、令和7年3月11日（火）に開催する。開催場所、説明時間、出席者数の制限等については、有効な企画書等を提出した者に対して令和7年3月7日（金）17時までに連絡する。
- (2) 上記により連絡を受けた者は、指定された場所及び時間において、提出した企画書等の説明を行うものとする。

また、企画書の説明に当たっては、機器の使用を認めるが、使用する場合には、担当官に事前に承認を受けることとする。

ただし、その際の資料は提案書を補足する内容とし、事前に提出された提案書と著しい変更があると認められた場合は、提案を無効とする場合がある。
- (3) 説明を行う者は、原則として、業務を請け負った場合における主たる業務実施責任者とする。

11 審査の実施

- (1) 審査は、「令和7年度四国環境パートナーシップオフィス管理運営等業務の企画書等審査の手順」（別添2）及び「令和7年度四国環境パートナーシップオフィス管理運営等業務の企画書等審査基準及び採点表」（別添3）に基づき、提出された企画書等について行い、業務の目的に最も合致し優秀な企画書等を提出した1者を選定し、契約候補者とする。
- (2) 審査結果は、企画書等の提出者に遅滞なく通知する。

12 契約の締結

- (1) 本契約は、企画競争の結果、契約候補者として選定された場合であっても、会計法令に基づく契約手順の完了までは、中国四国地方環境事務所との契約関係を生ずるものではない。

支出負担行為担当官中国四国地方環境事務所総務課長は、契約候補者から見積書を徴取し、予定価格の制限の範囲内であることを確認し、契約を締結する。
- (2) 契約は、単年度契約であるが、当該年度の業務実績が当事務所に設置する評価委員会において良好であると認められた場合には、3年間を限度として契約を締結することがある。

ただし、次年度以降の契約は、次年度以降において所要の予算措置が講じられた場合に行いうるものであり、次年度以降の「予算見込額」に比較して大幅な予算の変更、予算内容の変更等が生じたときは、契約を締結しないことがある。
- (3) 部分払い 可

関係法令に従い、支出負担行為担当官中国四国地方環境事務所総務課長が認めた場合は、契約書（案）第9条により行う場合がある。この場合において、同条第7項の回数は11回までの範囲内で定める。
- (4) 契約締結日までに令和7年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約日は予算が成立した日以降とする。

また、暫定予算となった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする場合がある。

- (別記様式1) 質問書
- (別紙) 暴力団排除に関する誓約事項
- (別添1) 企画書等の提出について
- (別添2) 企画書等審査の手順
- (別添3) 企画書等審査基準及び採点表
- (別添4) 業務の概要及び企画書作成事項
- (参考) 契約書(案)